

中頓別町新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止を図るために必要な備品を設置する町内の商工業者に対して、中頓別町新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業補助金（以下「補助金」）を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱における対象者は、次に掲げる全てに該当する商工業者とする。

- (1) 町内に本社を有する事業者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者又は町長が特に認める者
- (2) 特定・不特定にかかわらず来客がある又は従業員の雇用があること。
- (3) 中頓別町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団及び暴力団員でないこと。
- (4) 町税その他の町債務を完納していること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」）は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、店舗又は事業所等における環境の保全又は改善に係る備品購入に要する経費とする。

- 2 備品の購入は、原則町内業者の利用に限る。ただし、町内業者の利用が困難な場合はこの限りではない。
- 3 備品は1台につき5千円以上のものとする。
- 4 次に掲げる経費は、補助対象外とする。
 - (1) 消耗品の購入に要する経費
 - (2) 備品設置に係る経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の2以内の額とし、上限を5万円とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、同一事業者に対して1回限りとする。ただし、同一事業者が複数店舗を運営している場合は、店舗毎に1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」）は、次に掲げる書類を、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）

- (2) 見積書等備品の内容及び支出見込みを確認できる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 当該補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに、次に掲げる書類を町長へ提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第3号）
- (2) 備品の設置を確認できる写真
- (3) 経費の支払いを証する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、補助金交付請求書（様式第5号）を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助事業者からの請求後、補助金を交付するものとする。

(交付決定等の取り消し)

第10条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年5月17日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年2月28日限り、その効力を失う。